

日 薬 業 発 第 130 号
令 和 7 年 7 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和7年台風第8号に伴う災害の被災者に係る
マイナ保険証又は資格確認書等の提示等、公費負担医療の取扱い及びオンライン資格確認等
システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する
医療機関・薬局の範囲・期間について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

記

1. 令和7年台風第8号に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について
(令和7年7月28日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)
2. 令和7年台風第8号に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて
(令和7年7月28日付け事務連絡、厚生労働省健康・生活衛生局総務課ほか)
3. 令和7年台風第8号に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について
(令和7年7月28日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほか)

<参考>

令和7年台風第8号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について
(令和7年7月28日13時30分公表、内閣府)

以上

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 28 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 7 年台風第 8 号に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は
資格確認書等の提示等について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 28 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

令和 7 年台風第 8 号に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は
資格確認書等の提示等について

事務連絡
平成25年1月24日

地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 28 日

(別記宛先) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局

総 務 課
がん・疾病対策課
難病対策課

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部

感 染 症 対 策 課

厚生労働省社会・援護局

確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

